

事務連絡
令和7年4月8日

特定技能制度関係機関 各位
特定技能分野所管行政機関 各位

出入国在留管理庁在留管理支援部在留管理課
特定技能・技能実習運用企画室長
(公印省略)

ミャンマー労働省による海外労働身分証明カードの発給遅延の影響により有効期間を経過した在留資格認定証明書の取扱いについて

ミャンマー国籍の者が海外で就労する場合には、ミャンマーの制度上、在留資格認定証明書の交付又は査証の発給後、ミャンマー労働省に対して海外労働身分証明カード（以下「OWIC」という。）の発給申請を行う必要があるところ、本年3月28日にミャンマー中部で発生した震災の影響により労働省によるOWICの発給実務が大幅に遅延することが見込まれ、既に交付を受けた在留資格認定証明書の有効期間（3か月）が経過する事案が生じ得ます。

そのため、有効期間を経過した在留資格認定証明書を下記のとおり取り扱うこととしておりますので、関係団体等を通じて周知に御協力願います。

なお、下記の取扱いに当たっては、査証申請手続において一定の要件が求められますので、詳しくは別添のリーフレットに記載されている在ミャンマー日本国大使館のホームページを御確認ください。

記

- 1 有効とみなす期間
在留資格認定証明書記載の作成年月日から6か月
- 2 対象者
ミャンマー国籍の者
- 3 対象となる在留資格
在留資格認定証明書の対象となる全ての就労資格及びそれに係る「家族滞在」に限る。

添付物

リーフレット（ミャンマー国籍の方の在留資格認定証明書の有効期間の延長について）

現在、ミャンマー労働省による送り出し制度の改革及びミャンマー中部において発生した震災等の影響により、ミャンマー労働省が発給する海外労働身分証明カード（OWIC）の発給が遅れていることから、当面の間、在ミャンマー大使館において所定の査証申請手続を経て発給された有効な査証を所持している場合には、ミャンマー国籍の方の就労に関する在留資格認定証明書（当該在留資格に係る「家族滞在」を含む。）の有効期間を3か月から6か月に延長します。

【特例措置の取扱い】

次のいずれにも該当する方が対象となります。

① 有効とみなす期間について

在留資格認定証書記載の作成年月日から6か月

② 対象者について

ミャンマー国籍の者

③ 対象となる在留資格について

在留資格認定証明書の対象となる全ての就労資格及びそれに係る「家族滞在」に限る

本件特例措置の最新の情報については、以下のホームページをご覧ください。

《出入国在留管理庁ホームページ》

https://www.moj.go.jp/isa/10_00229.html



《在ミャンマー日本国大使館ホームページ》

https://www.mm.emb-japan.go.jp/itpr_ja/visa.html

